

社会福祉法人 住田町社会福祉協議会
役員等の報酬等及び旅費・勤務に関する規程

平成4年3月30日制定
平成10年3月27日一部改正
平成13年3月28日一部改正
平成14年3月29日一部改正
平成14年10月31日一部改正
平成16年3月30日一部改正
平成17年3月30日一部改正
平成22年3月24日一部改正
平成23年5月24日一部改正
平成24年5月29日一部改正
平成27年3月24日一部改正
平成28年5月24日一部改正
令和元年12月6日一部改正
令和4年3月29日一部改正

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人住田町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員等に対する報酬等及び旅費、勤務に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 本会会長が委嘱した委員会等の委員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(報 酬)

第3条 本会の役員等の報酬等は別表1のとおりとする。ただし、会長及び副会長の具体的な報酬金額は、理事会において決定する。

2 常務理事が事務局長を兼ねる場合は、職員給与規程を適用する。

3 住田町の一般職員が前条に定める役員等に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

(報酬の支払)

第4条 年額報酬等を受ける役員等の報酬は次のとおり支給するものとする。

- (1) 会長は月額10万円以内とする。
 - (2) 副会長は、月額7万5千円以内とする。
 - (3) 上記以外の理事は、3月に支給する。
 - (4) 月額報酬の支給方法は、本会職員給与規程を準用する。
- 2 報酬等は、通貨で直接その全額を支払う。ただし、源泉所得税については報酬等から控除して支払うものとする。

- 3 役員が希望する場合は、前項に関わらずその指定する金融機関の口座に振り込むことにより報酬等を支払うことができる。
- 4 会長及び副会長には本会の委員会規程に定める各種委員としての報酬は支給しない。
- 5 出席日当を受ける役員等の報酬は、業務に携わった都度日当として支給する。ただし、事情によってはこの限りではない。

(業務分担)

第5条 業務内容は別表2の業務分担表による。

(旅費)

第6条 本会の役員等の旅費は、次のとおりとする。

- (1) 会議等出張旅費並びに会議等出席旅費は、住田町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例を準用する。
- (2) 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度会長が定める額とする。

附 則

- 1 昭和61年4月1日施行の現行役員等に関する報酬規程は廃止する。
- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成14年11月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成28年5月24日から施行する。
- 1 この規程は、令和元年12月6日から施行する。
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

役員等の報酬額

役員名	報酬	
	出席日当	年額報酬
会長（理事）	0円	1,200,000円以内
副会長（理事）	0円	600,000円 ～900,000円
理事 理事会出席の場合 評議員会出席の場合	7,400円 5,000円	20,000円
常務理事	0円	0円
監事 理事会出席の場合 評議員会出席の場合	7,400円 5,000円	100,000円
評議員	5,000円	0円
総合企画委員（理事）	3,500円	0円
第三者委員（外部）	3,500円	0円
役員報酬等審議委員 （外部）	3,500円	0円
その他の委員	随時	0円

別 表 2

役員等の業務分担表

分 担 事 項	役 名
<ol style="list-style-type: none"> 1 理事会、評議員会の招集および同議案に関する事。 2 規程の制定、および改廃に関する事。 3 職員の任免、賞罰ならびに給与等に関する事。 4 予算の編成および決算の調整に関する事。 5 契約に関する事。 6 重要な事業の計画、実施に関する事。 7 異例に属し、または将来において重要な先例となるもの。 8 紛議、論争のあるもの、またはそのおそれのあるもの。 9 疑義があるもの、または合議のととのわかないもの。 10 重要または異例な通知、申請、報告、および回答に関する事。 11 介護保険事業の経営全般に関する事。 	<p>会 長</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 理事会、評議員会の議案に関する事。 2 規程の制定、および改廃に関する事。 3 職員の任免、賞罰ならびに給与に関する事。 4 予算の編成および決算の調整に関する事。 5 重要な事業の計画、実施に関する事。 6 異例に属し、または将来において重要な先例となるもの。 7 紛議、論争のあるもの、またはそのおそれのあるもの。 8 疑義があるもの、または合議のととのわかないもの。 9 介護保険事業の経営全般に関する事。 10 介護保険事業等市場調査実施に関する事。 11 福祉ニーズ調査実施に関する事。 12 苦情処理に関する事。 	<p>副 会 長</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険事業等市場調査実施に関する事。 2 福祉ニーズ調査実施に関する事。 	<p>理 事</p>